

京都市告示第489号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により京都都市計画（京都国際文化観光都市建設設計画）土地区画整理事業を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成26年2月14日

京都市長 門川 大作

1 土地区画整理事業の名称

松ヶ崎地区土地区画整理事業

2 都市計画を定める土地の区域

廃止する部分

左京区高野泉町の一部、修学院川尻町の一部、修学院水川原町、修学院犬塚町、修学院中林町の一部、修学院十權寺町、修学院大林町の一部、修学院鹿ノ下町、修学院薬師堂町、山端川端町、山端川原町、山端柳ヶ坪町の一部、山端大城田町の一部、山端橋ノ本町、山端壱町田町、一乗寺東閉川原町の一部、一乗寺西閉川原町の一部、松ヶ崎樋ノ上町の一部、松ヶ崎河原田町の一部、松ヶ崎小脇町、松ヶ崎東町の一部、松ヶ崎御所ノ内町、松ヶ崎雲路町、松ヶ崎久土町の一部、松ヶ崎杉ヶ海道町の一部、松ヶ崎海尻町、松ヶ崎壱町田町、松ヶ崎修理式町、松ヶ崎横繩手町、松ヶ崎橋上町、松ヶ崎正田町、松ヶ崎木ノ本町、松ヶ崎御所海道町、松ヶ崎平田町、松ヶ崎六ノ坪町、松ヶ崎井出ヶ海道町、松ヶ崎芝本町の一部、松ヶ崎今海道町の一部、松ヶ崎三反長町の一部、松ヶ崎堂ノ上町、松ヶ崎柳井田町の一部、松ヶ崎小竹薮町の一部、松ヶ崎東山の一部、松ヶ崎総作町の一部、松ヶ崎泉川町の一部、松ヶ崎西町の一部、松ヶ崎中町、松ヶ崎堀町の一部、松ヶ崎東池ノ内町の一部、松ヶ崎南池ノ内町の一部、松ヶ崎鞍馬田町及び松ヶ崎糺田町

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

（都市計画局都市企画部都市計画課）